

# JIS

## 船用電気式エンジンテレグラフ

JIS F 8523 : 2021

(JSTRA)

令和3年1月20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	秋山 進	株式会社デンソー（公益社団法人自動車技術会）
	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市川 直樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木村 たま代	主婦連合会
	佐伯 誠治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	長野計器株式会社
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	久田 真	東北大学
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	藤本 浩志	早稲田大学
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和迩 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 29.3.26 改正：令和 3.1.20

官 報 掲 載 日：令和 3.1.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本船舶技術研究協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9 ラウンドクロス赤坂 TEL 03-5575-6425)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船舶産業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	2
4.1 シンクロ式テレグラフ	2
4.2 ランプ式テレグラフ	2
5 性能	3
5.1 一般	3
5.2 指示精度	3
5.3 制動性	3
5.4 電源変動	3
5.5 外被の保護性能	3
5.6 絶縁抵抗	3
5.7 耐電圧	3
5.8 耐環境性	4
6 構成	4
7 構造及び形状	4
7.1 一般	4
7.2 各形式の構造	5
7.3 発信装置及び受信装置	5
7.4 信号処理装置	6
7.5 音響信号器	6
7.6 照明装置及びランプ式テレグラフの信号表示	6
7.7 計器照明灯光度加減器	6
7.8 文字板	6
7.9 指針	6
7.10 附属装置	6
8 試験	7
8.1 一般要求事項	7
8.2 試験項目及び順序	7
9 製品の呼び方	7
10 表示	8
10.1 一般	8
10.2 コンパス安全距離	8
解 説	22

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本船舶技術研究協会 (JSTRA) から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS F 8523:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 船用電気式エンジンテレグラフ

## Shipbuilding—Electric engine telegraphs

### 序文

この規格は、1954年に制定され、その後9回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1999年に行われたが、その後の船舶環境に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

### 1 適用範囲

この規格は、発信器と受信器とを電氣的に接続して、主機関の操縦に関する発令又は応答を伝送する電気式エンジンテレグラフについて規定する。

**注記** シンクロ式テレグラフ及びランプ式テレグラフ共に共通する事項は、以下、テレグラフという。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS F 0812** 船舶の航海と無線通信機器及びシステム—一般要求事項—試験方法及び試験結果要件

**JIS F 8007** 船用電気機器—外被の保護等級及び検査通則

**JIS F 8062** 船用電気設備 第201部 システム設計—一般

**JIS F 8076** 船用電気設備—第504部：個別規定—制御及び計装

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### 3.1

##### エンジンテレグラフ

操だ（舵）室と機関室との間で主機の発進・停止、速度区分などを命令連絡する通信装置。発信器と受信器とからなり、共に同一表示の文字板を用いる。

#### 3.2

##### シンクロ式テレグラフ

シンクロ電機を用い、発信器と受信器とを電氣的に接続して、主機関の操縦に関する発令又は応答を伝送する電気式エンジンテレグラフ。

#### 3.3

##### ランプ式テレグラフ

ハンドル、ダイヤル、押ボタン、切換スイッチなどを用い、発信器と受信器とを電氣的に接続して、主